平成２７年（フ）第４１１号
千葉県柏市高田1252番地13
債務者　豊崎　里江
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４３２号
千葉県柏市大井1834番地32　クレストザマ101号
債務者　望月　裕介
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４３７号
千葉県松戸市六高台５丁目162番地の２
コーポ渡来202号
債務者　金城ひとみ
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６５号
千葉県松戸市五香西２丁目24番地の23　アクアマリン201号
債務者　松丸　則子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４６７号
千葉県野田市山崎2546番地の２　ベルウッド２（103）
債務者　山崎　正欣
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４７３号
千葉県松戸市五香２丁目６番地の11　グリーンテラスライフＢ棟７号
債務者　吉田　悦夫
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９２号
千葉県松戸市稔台１丁目13－４－208号、住民票上の住所千葉県松戸市高塚新田512番地の８　梨香台団地３棟1111号室
債務者　立位　友樹
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９４号
千葉県松戸市西馬橋５丁目24番地　ベルエステート101号
債務者　田中　香織
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第７０４号
神戸市灘区船寺通１丁目６番８号　コーポ山根401
債務者　玉島　久徳
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２２号
神戸市垂水区西脇１丁目５番１－403号
債務者　山原　和子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２９号
神戸市長田区駒ケ林町６丁目１番５号101号、住民票上の住所神戸市長田区二葉町７丁目１番８号　二葉荘２階10号
債務者　仁野　　亮（旧姓道綱）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４１号
松江市上乃木２丁目21番25号　コーポりこう１号、前住所松江市西津田10丁目５番27号　メイプル壱番館201号
債務者　安達　修子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４４号
島根県雲南市大東町下佐世785番地１　グランデ大東04　２号棟222号室
債務者　宮本由利子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４６号
島根県安来市飯島町210番地６
債務者　一瀬　友子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８９号
埼玉県東松山市六軒町９－10　カーサ西田203、住民票上の住所神奈川県横須賀市久里浜７丁目22番３号　２Ｆ
債務者　今村　昌彦
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１５１号
神奈川県逗子市逗子４丁目７番10号　ハイツソニオ201
債務者　田中佐知子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部